

令和8年度 光華小学校「学校いじめの防止等基本方針」

「全ての児童が自尊感情や達成感を抱くことができる安全・安心な学校を目指す」

I 総則

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。初期段階のいじめや、ごく短期間のうちに解消したいじめ事案についても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要である。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条、また、いじめの積極的な認知や組織対応が徹底されていないことを受けた「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定に基づき、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

いじめは、すべての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安全で安心した学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨とする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(3) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(4) いじめ解消の定義

「いじめが解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること・・・いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。（この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする）
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（いじめを受けた児童本人に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する）
※謝罪とその受け入れをもって、いじめが解消したと安易に判断するのではなく、解決したと思われた事案が再発したりすることのないよう、注意深く観察する必要がある。

いじめの態様（例）

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
仲間外れ、集団による無視をされる。
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
金品をたかられる。
所有物（金品）を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

2 いじめ対策委員会

(1) 構成

学校長 副校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 各学年主任 養護教諭 人権教育主任 スクールカウンセラー

(2) 役 割

各学年の児童の動向を情報交換し、多角的に児童理解を行い指導に活かす。

定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

生徒指導委員会、人権教育委員会、学年主任での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。

いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

(3) 開催時期

随時開催

(4) その他

下記定例の校内会議においても、いじめ事案に関する情報共有等を積極的に行う。

《児童情報交換会議》

〔実施予定〕月1回

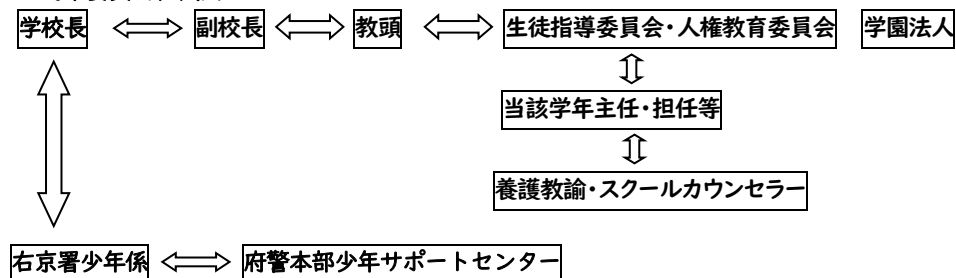
〔構成員〕副校長 教頭 生徒指導主任 人権教育主任 学年主任 教務主任

〔内 容〕・各学年の生徒の動向を情報交換し、多角的に児童理解を行い指導に活かす。

・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。

・いじめの未然防止のための校内体制・学年体制について検討・実践する。

いじめ対策委員会組織図



3 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめの未然防止のための取組

★全教職員によるいじめ防止に対する基本的な考え方の共有と徹底

「いじめ」に対する理解、とらえ方。初動の重要性の確認。組織対応の徹底。

「大きく構えて 小さくまとめる」

「だろう・はず・思います」より「まず確認」

★生徒指導の実践上の4つの視点を意識し「学習指導と生徒指導の一体化」ができる授業

「自己決定の場の提供」「自己存在感を感受できる働きかけ」「共感的な人間関係の構築」「安全安心な風土の醸成」

を常に意識した生徒への声掛け・・・授業の中で教員が意識する。

★授業改善の充実と規範意識の醸成

・日常的な教育活動、特に「児童集会」や「こころ」の授業を通して互いを思いやる心（慈悲の心）の醸成に努める。

・授業開始前の「黙想」を継続し、落ち着いた気持ちで授業を受けられるようにする。（教室等学習環境の整備含む）

・児童が主体的に学びに向かえる「対話的で深い学びのある授業」の展開。授業の中で自分が大切にされていると感じられる仕掛けを行う。

・基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得し、自らの目標に向かってより高みを目指せる意欲を育む。

★道徳教育、人権教育の充実

・いじめの防止対策の基礎となる道徳的資質を培うため、児童の発達段階に応じた教材を用い指導・啓発を行う。また、全校で人権学習の授業を行い、児童・保護者・地域とともに集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

・人権教育の効果的な実施を図るためには、教育課程の編成や生徒指導、学級経営等をはじめ、すべての学校教育活動において人権尊重の精神を根幹に据え、徹底した取組を行う。

・児童が主体的に行う活動や体験活動の充実

・豊かな体験活動を通じて、教科横断的に、総合的な学習の時間（STEAMS&教育）、学級活動と「こころ」の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

- ・児童会活動や児童の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。

★児童同士の絆づくり

- ・児童主体の運動会、フェスティバルなどの行事だけでなく、たて割り活動など、学校の全ての活動を通じて、児童自らが自己存在感や自己有用感、仲間との絆を実感でき、集団の中で自らの生き方を見つめ直すことで、他者へのリスペクト、周りの人たちへの感謝の気持ちを醸成する。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

日常の児童に関する情報共有

- ・日常の児童観察や随時の悩みや相談の聞き取りや教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて児童のささいな変化に気づき、児童の実態把握に努める。そして、その情報を確実に共有し、その情報を分析し速やかに対応する。情報伝達・共有に関しては口頭だけでなくメモ等を活用して確実にを行う。また、保護者や地域との連携を細かく丁寧に行い児童の変化を早期に発見する。今まで当たり前だと思っていたことを点検し、意識的・積極的に活用していく。

児童に関する定期的な調査

- ・日常の児童観察に加えいじめに関するアンケートを複数回実施し、児童の実態把握を多面的に行い、諸課題の早期発見に努める。また、結果から背景をさぐり早期の支援・指導を行う。
- ・保護者や地域、関係機関の支援が必要な場合は、学年・学校として協議し適宜適量な支援・指導を行う。

(3) いじめが起こった時の措置及び再発防止に向けた取組

基本的な考え方：初動が一番肝心である。5W1Hに基づいた事実確認を行い、事態の把握に努める。

- ・初期段階のいじめや解消したいじめ事案についても、学校が組織として、いじめを認知し、解決に向けた取組を行う。
- ・いじめに対する措置については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、文教課への報告、再発防止、いじめを受けた児童又は保護者への支援、いじめを行った児童への指導又は保護者への助言、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、スクールロイヤー、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
学校のきまりの遵守を指導し、携帯端末の校内への持込と使用の禁止を学校・保護者が連携してすすめる。
右京署と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
日常の児童同士の関わりの中に適宜介入し、児童のソーシャルスキルの向上に努め、児童一人一人の居場所づくりに努める。
- ・デジタル科、STEAMS&教育の中で情報リテラシーを涵養する。

(4) 教職員の資質能力向上の取組

- ・日常的に児童の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する。

4 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方と発生した時の対応

いじめ重大事態とは、いじめにより児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあり、また、相当期間(30日を超える)の欠席を余儀なくされている疑いが認められる場合である。

- ・重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、京都府文教課を通じて重大事態が発生した旨を府知事に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、文教課の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

5 年間計画(予定)

毎月の児童集会・全校朝会・ゴールデン賞、幼稚園との交流・地区別安全指導など、あらゆる機会を通して互いを思いやる心(慈悲の心)の醸成に努める。

4月 花まつり 本山研修 修学旅行

- 5月 人権教育研修会
- 7月 振り返りアンケート/いじめの実態調査アンケート
- 8月 人権教育研修会
- 9月 光華フェスティバル
- 10月 運動会
- 11月 報恩講 人権教育研修会
- 12月 振り返りアンケート/いじめの実態調査アンケート
- 2月 太子忌
- 3月 振り返りアンケート/いじめの実態調査アンケート

年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「学校いじめ防止プログラムの見直し」(PDCAサイクル 8月・12月・3月)
- ・ 「いじめに関する記名式アンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議(定例 いじめ対策委員会)」
- ・ 「校内生徒指導研修」
- ・ 「授業参観」「学級懇談会」

※ 無記名式いじめアンケートについては、必要に応じて適宜実施する。

※ 年間計画には示していないが、「学校いじめ防止プログラム」の「いじめの未然防止の取組」として、「学習環境の整備」や「授業改善」はもとより、「こころの教育」「人権教育の充実」「体験活動」「特別活動」については日常的に実施する。すべての教育活動を通して、児童の良好な人間関係の構築と充実を目指している。

※ いじめ事案の発覚時は、「いじめ対策委員会」を、臨時で速やかに開催する。

事案の経過や解消の確認(指導等が終わり、安心できる状況が3か月経過)については、その後の定例の「いじめ対策委員会」で、随時行い、情報等を共有する。